

いすみ市防災用品購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の災害時の備えの拡充を図るため、防災用品の購入に要する経費について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「防災用品」とは、災害時に使用することを目的とした備蓄品のうち、別表に掲げるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請時において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 同一の世帯に属する者全員が、市税等の滞納がないこと。
- (3) 同一の世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災用品の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、いすみ市防災用品購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 購入した防災用品の内訳が分かる書類及び領収書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による補助金の申請は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市防災用品購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、いすみ市防災用品購入補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	品目
食糧・医薬品	備蓄食糧
	備蓄飲料水
	備蓄医薬品
避難用具	懐中電灯、ランタン
	携帯用トイレ
	アルミブランケット
情報収集用具	携帯ラジオ
被服	ヘルメット
その他市長が必要と認めるもの	